

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

(第16回入善町新型コロナウイルス感染症対策本部会議(1月8日)での決定事項)

1. 町公共施設及び事業等について

(1) 櫛山いろり館

- ・以下の期間、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、緊急事態宣言の対象地域からの利用を中止とする。
- ・利用中止期間 令和3年1月8日(金)～令和3年2月7日(日)

(2) 入善町移住体験住宅

- ・県外からの参加者を対象とする「入善町移住体験住宅」について、以下の期間、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用を中止とする。
- ・利用中止期間 令和3年1月8日(金)～令和3年2月7日(日)

(3) 入善町移住体験ツアー事業(2月中旬開催予定)

- ・県外からの参加者を対象とする「入善町移住体験ツアー」について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止とする。